

「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」
の一部改正案の概要

1 改正の背景

逓増定期保険（保険期間中に保険金額が逓増する定期保険をいいます。）は、保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払保険料が含まれていることから、平成8年7月4日付課法2-3「『法人が支払う長期平準定期保険の保険料の取扱いについて』通達の一部改正について」（法令解釈通達）により、その支払保険料の損金算入時期に関する取扱いの適正化を図ったところです。

しかしながら、上記通達の発遣後10年余を経過し、金利水準をはじめとする金融環境の変化や保険会社各社の商品設計の多様化等により、逓増定期保険の保険料に含まれる前払保険料の割合等にも変化が見られることから、その実態に応じて取扱いの見直しを行うものです。

2 改正案の概要

昭和62年6月16日付直法2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」（法令解釈通達）を次のとおり改正します。

(1) 対象とする逓増定期保険の範囲

この通達に定める取扱いの対象とする逓増定期保険の範囲について、「保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの」に改める。

(2) 逓増定期保険に係る保険料の損金算入時期

逓増定期保険に係る前払期間、資産計上額等の表を次のとおり改める。

〔前払期間、資産計上額等の表〕

	区 分	前払期間	資産計上額
逡 増 定 期 保 険	① 保険期間満了の時にける被保険者の年齢が45歳を超えるもの（②又は③に該当するものを除く。）	保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間	支払保険料の2分の1に相当する金額
	② 保険期間満了の時にける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時にける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの（③に該当するものを除く。）	同 上	支払保険料の3分の2に相当する金額
	③ 保険期間満了の時にける被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、当該保険に加入した時にける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの	同 上	支払保険料の4分の3に相当する金額

従来100%損金タイプはコレ

(3) 改正通達の適用時期

改正後の取扱いは、平成20年 月 日以後の契約に係る逡増定期保険の保険料について適用し、同日前の契約に係る逡増定期保険の保険料については、なお従前の例による。

ココが何月何日になるのか？